

一般廃棄物処理施設個別施設計画策定業務委託
公募型簡易プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、安達地方広域行政組合（以下「組合」という。）が計画している一般廃棄物処理施設個別施設計画策定をするにあたり、委託する事業者を選定するために行う公募型簡易プロポーザルの手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務委託名

一般廃棄物処理施設個別施設計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「一般廃棄物処理施設個別施設計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日

(4) 提案上限額10,458,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 審査の基本的視点

一般廃棄物処理施設個別施設計画において、一般廃棄物処理施設の具体的かつ実効性のある整備計画の策定に係る技術説明及び資料作成に秀でた事業者を選定することを審査の基本的視点とする。

4 参加資格要件

本業務プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 組合入札参加者名簿（測量・設計等 土木、建設コンサルタント、廃棄物、衛生）に登載されている者であること。
- (3) 関係法令を遵守して適正に配置できる技術者がいること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による廃棄物部門、建設環境部門の登録を受けていること。
- (5) 組合入札参加資格制限措置要領に基づく制限措置期間中でないこと。
- (6) 過去2か年の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

5 実施スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。

なお、提示したスケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は、事前に連絡を行うこととする。

項目	日程
公募	令和3年8月4日から令和3年8月17日
質問書受付期間	令和3年8月4日から令和3年8月17日
質問書に対する回答	令和3年8月19日
参加申込書の受付期間	令和3年8月23日から令和3年8月25日
参加資格確認通知	令和3年8月27日
企画提案書の受付期間	令和3年8月30日から令和3年9月3日
書類審査	令和3年9月8日
審査結果通知	審査会終了の翌日から10日以内

6 担当課（連絡先・提出場所）

〒964-0912 福島県二本松市上竹二丁目172番地

安達地方広域行政組合あだたら環境共生センター

電話：0243-22-0958 FAX：0243-22-2123

Eメール：adatara-kankyo@adachikouiki.lg.jp

担当者：岡崎

7 参加申し込み等の手続き

(1) 質問の受付及び回答

① FAX又は電子メールに質問書（様式第1号）を添付して提出すること。提出（送信）後は確認のため、必ず組合担当者へ電話連絡すること。

なお、口頭等による質問は一切受け付けしない。

② 回答は、組合ホームページに掲載する。（質問者名は公開しない。）

(2) 参加申込書の提出

① 受付期間は、令和3年8月23日から令和3年8月25日までとし、午前9時から午後5時までとする。

② 提出場所は、あだたら環境共生センターとする。

③ 提出方法は、持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留郵便等配達記録が残る方法とする。

(3) 提出書類及び部数

① 公募型簡易プロポーザル参加申込書（様式第2号） 2部

② 企業実績調書（様式第3号）

- ③ 業務実施体制調書（様式第4号）
- ④ 技術者業務実績調書（様式第5号）

8 参加資格の確認

組合は、提出された参加申込書等に基づき、公募型簡易プロポーザル参加資格の確認を行う。

(1) 書類審査方法

参加申込者が4者以上ある場合は、以下の表に掲げる審査項目及び審査内容について審査し、上位3者以内を企画提案書の提出者として選定する。

審査項目		審査内容	配点
企業実績	業務技術力	過去5年間の同種業務、類似業務と認める実績	10
	当該地域実績	安達広域管内、県内の業務実績	10
実施体制	管理技術者	保有資格、実務実績、地域精通度	30
	担当技術者	保有資格、実務実績、手持ち業務	30
	照査技術者	保有資格、実務実績、地域精通度	30
計			110

(2) 結果通知

確認結果は、令和3年8月27日までに参加申込者全員に電子メールにて通知するとともに、企画提案書を提出することとなった事業者には、企画提案書の提出について通知する。

9 企画提案書の作成・提出

参加者は、企画提案書を次のとおり作成し、提出すること。

(1) 企画提案書

- ① 表紙（様式第6号）
- ② 業務実施方針（様式第7号）
- ③ 業務実施体制・手法（様式第8号）
- ④ 業務実施工程（様式第9号）
- ⑤ 業務に関する提案（様式第10号）
- ⑥ 参考見積書（見積内訳記載、任意様式）

提案内容	施設の現状と課題の整理、維持補修履歴の調査、施設保全計画、設備・機器の保全方法の選定、機能診断方法の検討、機器別管理基準の作成、健全度の評価及び劣化の予測結果に基づく整備スケジュールの検討、延命化計画の作成、延命化への対応、延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果、延命化計画のまとめ、その他独自提案など
------	--

(2) 提出方法等

- ① 提出期間は、令和3年8月30日から令和3年9月3日までとし、午前9時から午後5時までとする。
- ② 提出場所は、あだたら環境共生センターとする。
- ③ 提出方法は、持参とする。
- ④ 提出部数は、原本1部、副本10部とする。

(3) 留意事項

- ① 企画提案書の記述にあたっては、補足説明を要することなく理解のできる内容とする。
- ② 企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務を提案した事業者が提示したものと見なすものとする。
- ③ 企画提案書については折り返し質問する場合がある。参加表明書に記載のメール連絡先にて対応できる体制を用意すること。

10 最優秀提案者の選定（書類審査）

(1) 審査項目、審査内容

別表「審査の基準」に基づき評価する。

(2) 選定方法

- ① 選定については、一般廃棄物処理施設個別施設計画策定業務委託公募型簡易プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、書類審査及び参考見積書の評価を行い、最も評価点の高い参加者を最優秀提案者として選定する。
- ② 最も評価点の高い参加者が2者以上あるときは、企画提案に係る点数が高い参加者を選定する。
- ③ 必要に応じ電子メール、電話その他の方法により参加者へヒアリングを行う。

(3) 参加者が1者の場合の取り扱い

参加者が1者のみの場合であっても同様に審査を行い、当該1者について最優秀提案者としての適否を審査する。

(4) 審査結果

審査の結果については、審査会終了の翌日から10日以内に、参加者宛に通知する。

11 契約の締結

(1) 仕様の修正

仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とするが、事業内容について協議し、必要な修正を行うことができるものとする。

(2) 見積合わせ

仕様内容の確定後、随意契約により契約額を決定する。

- (3) 協議の結果、最優秀提案者との契約に至らなかった場合、次点の者と協議を行う。
- (4) 契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- (1) 提出書類について、期間内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (3) 提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合
- (4) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (5) その他、定める手続き、方法等を遵守しない場合

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルの提出書類の様式は、安達地方広域行政組合ホームページから取得すること。
- (2) 本事業において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出等に係るその他本件プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。
- (4) 参加申込書が提出されなかった場合、参加資格がある旨の通知を受けなかった場合又は書類審査を通過しなかった場合は、企画提案書を提出することができない。
- (5) 参加資格がある又は書類審査を通過した者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合、辞退したものとみなす。
- (6) 企画提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加については認めない。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果、生じた責任は、原則としてその提案を行った参加者が負うものとする。
- (9) 提出された参加申込書及び企画提案書は、提案者に無断で参加資格の確認及び企画提案書の審査及びその結果の公表以外の目的に使用しない。なお、審査に必要な範囲内において、事前の承諾を得ずに組合が複製を作成する場合がある。
- (10) 組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。
- (11) 企画提案書に記載された担当者等は、組合管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、業務完了まで変更することはできないものとする。
- (12) 提出された書類等は、組合情報公開条例（平成28年条例第2号）に基づき公開する場合がある。

- (13) 提出書類の提出後に辞退する場合、担当課に連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退を理由として以降の受注者選定において不利益な取り扱いすることはない。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により事業が中止となった場合は、公告後であってもプロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し本組合は一切の責任を負わない。
- (15) 参加者は、参加申込書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。

別表 審査の基準

審査項目		審査内容	配点
企業実績	業務技術力	過去5年間の同種業務、類似業務と認める実績	10
	当該地域実績	安達広域管内、県内の業務実績	10
実施体制	管理技術者	保有資格、実務実績、地域精通度	30
	担当技術者	保有資格、実務実績、手持ち業務	30
	照査技術者	保有資格、実務実績、地域精通度	30
企画提案書	実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度 ・業務手順の的確性 ・工程の妥当性 	30
	業務提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性等条件の理解度 ・着眼点、問題点などの解決方法等 ・実現に向けての具体性 ・全体の整合性 ・文章表現、創意工夫、重点箇所の整理等の資料作成能力 	50
参考見積金額提示			10
合計			200